

令和 5 年度

福島町議会
定例会 3 月会議

令和 6 年 3 月 8 日 (金)

議会提出議案

説明資料

福島町議会

令和5年度福島町議会定例会3月会議 議会提出議案説明資料目次

番号	件名	頁
発委11	福島町長の専決処分事項指定条例の一部を改正する条例	3

福島町長の専決処分事項指定条例の一部を改正する条例

1. 改正の理由について

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分は、議会の権限に属する軽易な事項について、議決により指定したものは地方公共団体の長において専決処分をすることができることとされており、当町においても条例を制定し町長が専決処分できる事項を指定しております。

今般、町部局より同条例の改正の検討について依頼があり、行政運営の効率化と迅速性の向上のため、現在の専決処分事項に新たに4事項を追加しようとするものです。

【地方自治法】

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決事項にすることができる。

2 前項の規定により専決したときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

2. 改正の内容について

(1) 専決処分指定事項の追加

次に掲げる事項を追加するものです。

- ①災害や突発的な事故により、応急的に必要となる維持補修、工事費等の補正に伴う予算補正
- ②民事訴訟法（平成8年法律第109号）に規定する支払督促の申立てに係る訴えの提起、和解、調停
- ③条例の主旨を変更しない範囲の法律等の改正による引用条項等の整備
- ④条例の主旨を変更しない範囲の字句の修正

(2) 議会への報告規定の追加

第2条として、専決処分を行った際の町から議会への報告等について定めた条項を追加するものです。

3. 施行期日について

この条例は、令和6年4月1日から施行します。